

一、鹽宮腰肝煎主計・三右衛門請取手形、内藤清兵衛裏判を以、能州鹽奉行嶋田勘右衛門・小森又兵衛山下吉兵衛方を可遣事。

一、臺所入用之鹽、奉行人手形、會所より裏判を以、五十俵宛可相渡事。

一、鹽請拂、主計・三右衛門に可申付。兩人之者下代扶持として、一ヶ年兩人に二十石可下行事。

一、鹽賣候代金銀、清兵衛方銀箱に入置、主計・三右衛門符を付させ、用切に清兵衛下代相添、金奉行所を相渡、手形主計・三右衛門に請取之通、毎度清兵衛方を可相斷事。

一、鹽拂直段之儀、能州鹽奉行三人、并當時越前屋孫兵衛・平野屋半助・蠟燭屋彦四郎・紙屋八左衛門・かね屋九郎兵衛五人之内二与にして、金澤於兩所聞合直段相極事。付、主計・三右衛門鹽賣帳、度々清兵衛見候而可加印判事。

一、於官腰薪、主計・三右衛門兩人之者買置、金澤薪奉行笠間平右馬允方を可相渡。直段之儀、彼地五人之直段候者として可相極事。

一、薪裁許下代扶持として、一ヶ年に兩人に二十俵、主計・

三右衛門兩人に可下行事。  
一、金澤の官腰より、一ヶ年に傳馬千疋分可出之候。此外用次第駄賃銀可下行事。  
右之條々不可有相違者也。

寛永十四年三月十六日

内藤清兵衛

一五 道中人馬賃銀之儀御定

金澤より江戸に御供に被召連候時

御荷物人高・駄賃御定

一、かた道下通馬一疋に付而 六拾五匁

四月より九月迄六ヶ月分。

一、同下通馬一疋に付而 八拾目

十月より三月迄六ヶ月分。

一、同下通人足一人に付而 二拾七匁

四月より九月迄六ヶ月分。但、金澤より江戸に十三日、

一日に一匁五分宛。歸十日、一日に七分五厘。

一、同下通人足一人に付而 三拾目七分

十月より三月迄六ヶ月分。但、金澤より江戸に十五日、一日に一匁五分。歸十一日、一日に七分五厘。

一、かた道高通馬一疋に付而 八十目

四月より九月迄六ヶ月分。

一、同高通馬一疋に付而 百目

十月より三月迄六ヶ月分。

一、同高通人足一人に付而 三十目七分

四月より九月迄六ヶ月分。但、金澤より江戸に十五日、

一日に一匁五分宛。歸十一日、一日に七分宛。

一、同高通人足一人に付而 三十三匁

十月より三月迄。但、金澤より江戸に十六日、一日に

一匁五分。歸十二日、一日に七分五厘。

右之人足、公儀爲御用江戸に致逗留候はゞ、一日に一匁宛御下行可被下事。

一、かた道下通御供衆に被下候傳馬一疋に付而六十目。

一、上通同馬一疋に付而 八十目

一、御供に被召連候外、江戸・京に御使に罷越候衆之儀は、駄賃馬一疋に付而、如跡々新算用場より一里三分宛可被下

事。

金澤より京に御供に被召連候御荷物人馬駄賃御定如此候。以上。

寛永十四年三月十四日

横山山城守  
本多安房守

中村新左衛門殿

原田又右衛門殿

副田權左衛門殿

四井 主馬殿

一六 江戸御供替番扶持方之儀御定

覺

江戸御供替御小姓衆御扶持方代銀、當地面々人數已下吟味指出御小姓頭可仕事。

一、右銀子相渡候裏判人、因幡・大膳・河内三人之内、當地有合次第之事。

一、當地に而御扶持銀、人々に請取高、江戸に御小將頭より送切手、右三人裏判也。在江戸年寄中、江戸御扶持方